

都留市子ども未来創造基金条例をここに公布する。

令和5年3月24日

都留市長 堀内 富久

## 都留市条例第1号

### 都留市子ども未来創造基金条例

#### (設置)

第1条 子どもが安全で健やかに育つ子育て環境及び知・徳・体の調和のとれた教育の充実を図る事業に必要な資金を積み立てるため、都留市子ども未来創造基金(以下「基金」という。)を設置する。

#### (積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、毎年度予算で定める額とする。

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

#### (運用益金の整理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

#### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (処分)

第6条 基金は、第1条の事業に必要な経費(同条の事業を行う本市以外の者に対して本市が助成する経費を含む。)の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

#### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。